

北海道小学生バンドフェスティバル審査内規

第 1 条 この内規は北海道小学生バンドフェスティバル実施規定第9条に基づき、審査及び判定について定めたものである。

第 2 条 審査員の数は原則として5名とし、常任理事会で選出し理事長が委嘱する。

第 3 条 審査は「技術」「表現」の2項目を各10段階で評価する。

第 4 条 審査係は審査員の評価に基づき、金・銀・銅の各賞を判定する。

1) 金・銀・銅の各賞の判定は次のとおりとする。

総合得点（100点満点）をもとに、比率3：4：3の相対評価を原則とし、同点が出た場合は切り上げる。

2) 北海道代表団体の決定

①代表団体（代表数分）に○印を付け、○印が審査員の過半数に達したものを原則として代表とする。

②○印が過半数に達したものが代表団体数を超えた場合は、過半数を得た代表の中から高得点順に代表とする。得点と同数の場合は、審査員の決選投票で代表を決定する。

③○印が審査員の過半数に達しない場合は、高得点順に代表とし、得点と同数の場合は、審査員の決選投票で代表を決定する。

第 5 条 第4条の結果に基づき、理事長が賞、代表を決定する。

第 6 条 審査評は出演団体に渡し、審査集計一覧表は各地区理事長に送付する。

第 7 条 判定に問題が生じた場合は、審査員の意見を参考にし、理事長が決定する。

平成15年4月29日一部改定

平成17年4月29日一部改定

平成19年4月29日一部改定

平成25年4月20日一部改定

平成31年4月20日一部改定